

最初にお読みください。

別添の審判書謄本に記載されているとおり、あなたは後見人（又は保佐人、補助人、以下「後見人等」と言います。）に選任されました。

1 登記事項証明書について

後見人等が審判書謄本を受領した日（保佐・補助の場合には本人の受領した日と比べて遅い方の日）の翌日から2週間が経過すると審判が確定し、確定後に裁判所から東京法務局に対し後見等開始及び後見人等選任の登記嘱託を行います。登記事項証明書が必要な場合には東京法務局又は東京以外の地方法務局本局に申請してください（取扱いは本局のみであり、出張所等では取り扱っていません。また、郵送による取り寄せに対応しているのは東京法務局のみです。）。登記事項証明書は、審判書が後見人等に届いて約1か月経過した後から取得できるようになります。

2 今後の報告等について（該当するものにチェックがされています。）

- 本件の初回報告は必要ありません。
- 初回報告として財産目録及び年間収支予定表を作成し、添付資料とともに平成
年 月 日までに、後見センター宛に提出してください。
- 今後の定期報告（報酬付与申立て）の時期は、審判から1年経過後の毎年
月（指定月）になります（報告対象期間は指定月の前月末日まで、報告期限は指定月の翌月15日です。）。

※ 報告に必要な書式は、下記の東京家庭裁判所後見サイトからダウンロードしてお使いください。
(<http://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/koken/index.html>)

3 注意事項

期限までに報告ができない場合には、必ず事前に連絡をしてください。
提出期限までに提出がない場合には、弁護士・司法書士等の専門職を調査人に選任して、後見（保佐、補助）事務や財産状況の調査を命じたり（調査人の報酬は、本人の財産から支払われます。）、専門職を後見人等に追加選任したり、監督人に選任したりすることがあります。さらに、任務違反を理由に後見人等を解任されることがあります。

【連絡先・書類送付先】

100-8956 東京都千代田区霞が関1丁目1番2号

東京家庭裁判所後見センター（担当書記官： ）